

## 障害福祉サービス

### ソレイユケアサービス 運営規程

#### (事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人 シティウイングが開設するソレイユケアサービス（以下「事業所」という。）が行う居宅介護・重度訪問介護・同行援護の事業（以下「居宅介護等事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「居宅介護員等」という。）が、障害者（児）に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護員等は、障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ソレイユケアサービス
- 二 所在地 東京都葛飾区立石5丁目2番7号 太陽ビル1階

#### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護等サービスの提供にあたるものとする。
- 二 サービス提供責任者 1名（常勤）  
介護福祉士 1名  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護・重度訪問介護・同行援護の利用の申込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護等計画の作成等を行う。

#### (営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日  
※ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 サービスの提供は、365日、24時間行う。

#### (指定居宅介護等の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 提供内容は次のとおりとする。

- 一 居宅介護  
身体介護：入浴、排泄及び食事の介護、通院介助  
家事援助：調理、洗濯及び掃除等の家事、通院介助
- 二 重度訪問介護  
重度の肢体不自由者であって常時介護を有する障害者に対する入浴、排泄及び食事

等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する助言その他の生活全般にわたる援助

### 三 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者（児）に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の提供や移動介護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行う

- 2 指定居宅介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定居宅介護等サービスが法定代理受領のサービスであるときは、その1割とする。ただし、区市町村が定める月額上限負担額の範囲内とする。
- 3 第8条に定める通常の実施区域を越えて行う指定居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、事業所から通常の実施区域を越えて1kmにつき、100円を徴収する。
- 4 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（事業の主たる対象者）

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

居宅介護：身体障害者（18歳未満の者を除く）

知的障害者（18歳未満の者を除く）

障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

精神障害者（18歳未満の者を含む）

同行援護：身体障害者（18歳未満の者を除く）

障害児（18歳未満の身体障害者）

重度訪問介護：身体障害者（18歳未満の者を除く）

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の実業の実施地域は、葛飾区の区域とする。

（相談・苦情対応）

第9条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 当該事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

（事故処理）

第10条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

- 3 当事業所は、利用者へ賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（緊急時等における対応方法）

第11条 居宅介護員等は、指定居宅介護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

#### (個人情報保護)

第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者及びその家族の了解を得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

#### (虐待防止に関する事項)

第13条 指定居宅介護等事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

2 虐待の防止に関する責任者を選定する。

3 成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。

4 苦情解決体制を整備する。

5 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に（年1回以上）開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。

6 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に（年1回以上）開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

#### (身体拘束)

第14条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化の指針を整備する。

(3) 介護従事者その他従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### (職場におけるハラスメントの防止)

第15条 就業規則の定めに基づき、事業所におけるハラスメント行為を禁止します。ハラスメントは、「パワーハラスメント」のみならず、「セクシュアルハラスメント」「マタニティハラスメント」「出産・育児に関するハラスメント」、加えて法人事業の当該利用者及び家族関係者による職員への「カスタマーハラスメント」も含まれます。

2 当該利用者及び家族関係者による「カスタマーハラスメント」の場合、サービスの提供が事業所以外の場所である事もあり、その場合は「職場」として扱います。

#### (衛生管理)

第16条 事業所は、感染症の予防まん延防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(その他運営についての留意事項)

第17条 指定居宅介護事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1カ月以内

二 継続研修 年2回

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人 シティウイングと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

(改定) 平成24年12月1日 第4条 三 居宅介護員数  
重度訪問介護・同行援護の追加指定

(改定) 平成26年 7月1日 第3条 二 所在地

第5条 一 営業日

(改定) 令和 4年 4月1日 第4条 三 削除

第9条 (相談・苦情対応)・第10条 (事故処理)

第12条 (個人情報保護)・第14条 (身体拘束)

第15条 (職場におけるハラスメントの防止) 追加

第13条 (虐待防止に関する事項) 内容変更

第16条 (衛生管理) 追加

(改定) 令和 5年 8月 1日 第3条 二 所在地変更